附則第五条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「、第五号及び第十六号」を「及び第三号」に改め、「の指定都市にあつては一・〇を」の下に「それぞれ乗じて得た額とし、第十三号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇を」を加え、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号算式の符号A中「48,000円」を「51,000円」に改め、同号算式の符号B中「19,000円」を「20,000円」に改め、同号算式の符号D中「40,000円」を「43,000円」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第五号を第三号とし、第六号を削り、同項第七号中「附則第四条第一項第十号」を「附則第四条第一項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号中「附則第四条第一項第十二号」を「附則第四条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号中「附則第四条第一項第十三号」を「附則第四条第一項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第十一号を第八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「附則第四条第一項第十六号」を「附則第四条第一項第十号」に改め、同号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　当該年度において行う環境への負荷の低減又は高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費（一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

附則第五条第二項第十六号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成二十六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、附則第四条第一項第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

附則第八条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第一号から第九号までの規定中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十六年十月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「第二条第一項第一号の表第五号、第六号、第八号、第十号、第十三号及び第六十三号」を「第二条第一項第一号の表第四号、第五号、第七号、第九号、第十二号及び第五十号」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第一号、第三号、第六号及び第七号中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十六年十月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「第三条第一項第三号イの表第十一号、第十二号、第二十号、第三条第一項第三号ロの表第一号及び附則第五条第二項第六号」を「第三条第一項第三号イの表第九号、第十号、第十八号、第七十三号及び第三条第一項第三号ロの表第一号」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の特別交付税から適用する。

（経過措置）

第二条　平成二十六年度に限り、この省令による改正後の特別交付税に関する省令（以下「新令」という。）第二条第一項第一号の額に、工業用水道事業法第二条第四項で定める工業用水道事業のうち、「工業用水道事業における未稼働資産等の整理による経営健全化について」（平成十四年四月十九日付け総務省公営企業経営企画室第七十八号通知）に基づき、水利権の転用等を伴う未稼働資産等の整理を行うもので、総務大臣が経営健全化のための措置が必要であると認めたものについて、当該工業用水道事業会計が未稼働資産等の整理に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から工業用水道事業会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加算するものとする。

第三条　平成二十六年度に限り、新令第三条第一項第三号イの額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加算するものとする。

一　次に掲げる額のうち、いずれか少ない額

イ　施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債を起こして施行する消防防災無線通信施設整備事業に要する経費から当該地方債その他の特定財源の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債を起こして施行する消防防災無線通信施設整備事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額に〇・一を乗じて得た額

二　住民票の写し等の自動交付機を導入している市町村について、住民票の写し等の自動交付機の導入台数として総務大臣が調査した数に一、五〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額と一、五〇〇、〇〇〇円の合算額

三　当該年度において行う低公害車の導入に要する経費（一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。）（ただし、地方債を財源として充てた額を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　ごみ焼却施設の解体撤去事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

規　則

○国家公安委員会規則第十一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月八日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　特定秘密の指定等（第六条―第十七条）
第三章　特定秘密の取扱いの業務
第一節　特定秘密の保護のための環境整備（第十八条―第二十四条）
第二節　特定秘密文書等の作成等（第二十五条・第二十六条）
第三節　特定秘密文書等の交付、伝達、運搬等（第二十七条―第三十四条）
第四節　特定秘密文書等の保管等（第三十五条―第三十八条）
第五節　検査（第三十九条）
第六節　紛失時等の措置（第四十条）
第四章　指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第四十一条）
第五章　他の行政機関等に対する特定秘密の提供（第四十二条―第四十五条）
第六章　通報窓口（第四十六条）
第七章　雑則（第四十七条―第五十条）
附則